美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校等（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。）の学生等で構成する団体（以下「団体」という。）が行うスポーツ・文化合宿を誘致し、交流人口を拡大させるとともに、地域の競技力及び文化レベルの向上を図るため、美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和５５年美浜町規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものとする。

(1)　町内の体育施設、文化施設等で行うスポーツ・文化合宿であること。

(2)　１回の合宿における延べ宿泊人数が２０人以上のスポーツ・文化合宿であること。

(3)　町内のホテル営業又は旅館営業（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の施設に宿泊するものであること。

(4)　国、都道府県及び他の地方公共団体から合宿に係る補助金を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、スポーツ・文化合宿が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象となる事業としない。

(1)　営利を目的とするもの

(2)　政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　県外の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、大学又は高等専門学校のクラブ、サークル等の加入者による強化合宿の目的で町内に滞在する者

(2)　小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校小学部若しくは特別支援学校中学部のクラブ、サークル等の加入者による強化合宿の目的で町内に滞在する者

(3)　各校からの選抜選手による団体の強化合宿の目的で町内に滞在する者

（補助対象施設）

第４条　この要綱に定める町内の体育施設、文化施設等は、別表第１のとおりとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する町内の体育施設、文化施設等を利用し、第２条第１項第３号に規定する施設に宿泊した延べ人数に１，５００円

を乗じて得た額とする。この場合において、第３条第１号に規定する団体は１回につき２００，０００円を限度とし、同条第２号又第３号に規定する団体は１回につき１００，０００円を限度とする。

２　合宿の実施期間中に県内で団体が行う別表第２に掲げる県内の観光施設の見学、体験学習、スポーツ団体又は文化団体との交流又は指導、地域住民との交流（以下「地域交流活動」という。）等をした場合に係る補助金の額は、当該合宿参加者一人当たり１活動につき２５０円を乗じて得た額とする。この場合において、地域交流活動に係る補助対象者の合計人数は、当該団体の延べ宿泊人数を超えないものとする。

（対象期間）

第６条　補助金の交付の対象となる期間は、毎年度４月１日から３月３１日までとする。

（交付の申請）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業の開始日までに町長に提出するものとする。

(1)　美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金交付申請書（様式第１号）

(2)　事業計画書（様式第２号）

(3)　収支予算書（様式第３号）

(4)　その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第８条　町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第４号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更申請及び承認）

第９条　前条の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金変更等承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨及び概要並びに補助金の額以外の軽微な変更については、この限りでない。

２　町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金変更等承認通知書（様式第６号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金実績報告書（様式第７号）

(2)　事業活動報告書（様式第８号）

(3)　収支決算書（様式第９号）

(4)　宿泊証明書（様式第１０号）

(5)　地域交流活動報告書（様式第１１号）（実施した場合のみ）

(6)　その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第１１条　町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金交付確定通知書（様式第１２号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書兼振込依頼書（様式第１３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１３条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、美浜町スポーツ・文化合宿事業補助金交付決定取消通知書（様式第１４号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　その他町長が特別の理由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第１４条　前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助事業者は、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を町長の指示する方法により返還しなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　使用の許可の申請その他のスポーツ・文化合宿を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附　則（令和３年９月１７日告示第７１号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日告示第６８号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月２９日告示第２０号）

この要綱は、令和５年７月２１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	名称	住所
体育施設	美浜町総合運動公園	美浜町久々子第２６号３０番地
	美浜町北西郷公民館	美浜町笹田第１５号１番地
	美浜町ふれあい広場	美浜町佐田第６４号１番地の３
	美浜町ゆうあいひろば	美浜町松原第７号１番地の１
	福井県立久々子湖漕艇場	美浜町久々子地係
文化施設	美浜町生涯学習センターなびあす	美浜町郷市第２９号３番地
その他施設	美浜町保健福祉センター「はあとぴあ」	美浜町郷市第２５号２０番地
	美浜町エネルギー環境教育体験館	美浜町丹生第６２号１番地

別表第２（第５条関係）

観光施設の見学	自然、歴史、文化、食等に関する有料施設とし、カラオケ、ゲームセンター、ボーリング等のアミューズメント施設、公園、飲食店、土産店等は、対象としない。ただし、無料施設であっても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで活動内容を報告する場合又は有償で施設関係者、観光ガイド、地元住民等の案内をつける場合は、対象とする。
体験学習	美浜町内で有償のインストラクターが指導する体験活動等
スポーツ団体又は文化団体との交流又は指導	強化試合・交流試合、合同演奏会等の実施、地域住民等を対象としたスポーツ教室、文化教室、講習会等の開催等
地域住民との交流	伝統的な祭り、食、産業等のイベント等、地域住民と学生団体が一緒に参加する行事等
その他	上記に記載のないものは、別途協議により決定する。